

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

2761号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

ハウスレンコンの収穫 (茨城県)



も く じ

随 情 情
想 報 報

政 策
フォーラム
大災害からの早期復旧・復興を目指し、財政援助法等が成立
― 地方交付税総額は17兆4、934億円へ―
過疎だからこそできる！ 町民が主体のまちづくり
― 「素敵な過疎の町」への挑戦 ― 北海道厚沢部町
町村Navi……
新任都道府県町村会長の略歴
「勇気 与えし者」……

愛知県阿久比町長 竹内 啓二…… (2)
…… (5)
…… (10)
…… (11)
…… (12)

◎ 写真募集 ◎

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。
写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。
なお、採否は当方に一任願います。
送り先：全国町村会・広報部

コラム

「横」に見る世界

読売新聞東京本社論説委員
コラム『編集手帳』執筆者

竹内 政明

夏目漱石が伊豆・修善寺で吐血し、人事不省に陥ったのは1910年(明治四十三年)夏のことである。生死の境をさまよい、小康を得た。

日記に、「横に見る世界と豎(たて)に見る天地と異なる事を知る」と書いている。「横に見る世界」とは病床から眺めた世の中をいうのだろう。

終戦以来、石油危機やバブル崩壊といった体調不良に見舞われた時期は幾度もあったものの、日本人はもっぱら健康体の「縦」から世の中を眺めてきた。望まざる「横」の目をもたらししたのは東日本大震災である。被災地域に限った話ではない。国の財政ひとつを取り上げてみても、復興にかかる費用の負担は予算配分の変更や税制の改訂という形で最終的には国民一人ひとりに及ぶ。すべての市町村がしばらくは病床にあつて、「横」の目をしいられることになる。

漱石は病床で友人知己の温かい思いやりに接し、人の情けが身に染みた。へ世の人は皆、自分より親切なものだと思っ

た」といい、それを教えてくれた(病に謝した)とまで書いている。

万余の人命を奪った津波に感謝することなどは断じてあり得ないが、震災を通して、大切にすべきものは何であるかが見えてきたのもたしかである。

東北地方の破壊され尽くした光景を新聞やテレビで見た人の胸には、わが町、わが村を今まで以上にいつくしむ心が芽生えたに違いない。美しい里山や棚田をいかにして守り、その土地その土地にまつわる伝承や習俗、伝統芸能のタスキを次の世代につないでいくか。郷土の地理と歴史を学ぶことの意義は、これから一段と重みを増していくだろう。

ふるさとをこれまでよりももっと、生まれて誇り高く、住んで心地よく、訪ねて楽しい土地にしていこう。そうでなくては、不幸にして亡くなった人たちに合わせる顔がない。

私たち自身が望んだ結果として授かったわけではないにしても、授かった以上は大事にしたい「横」の目である。

政 策

政策解説

大災害からの早期復旧・復興を目指し、財政援助法等が成立

―地方交付税総額は17兆4、934億円へ―

既に周知されているように、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」、「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」が、5月2日に公布され、同日から施行された。これは、未曾有の緊急事態に対し、早急に復旧・復興を推し進めるためのものである。

特別交付税は1、200億円増額し、これにより、2011年度の地方交付税総額は17兆4、934億円となり、うち特別交付税は1兆1、624億円となった。

激甚対象外の復旧も支援へ

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」は、東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものである。主な内容は以下のとおり。

まず、地方公共団体等に対する特別の財政援助について。いわゆる激甚法の「横出し」として、大地震又は津波により甚大な被害を被った地方公共団体（政令で定める「特定被災地方公

共団体」等）に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を行う。

特定被災地方公共団体（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの）が、東日本大震災による被害を受けた、水道施設、工業用水道施設、改良住宅、交通安全施設、街路、公園、河川、運河、一般廃棄物処理施設、集落排水施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において補助する。補助率は団体ごとの事業費合計額の標準税率収入の割合に応じて、10分の8か

ら10分の9とする。

津波で庁舎が流される等した市町村の仮庁舎の建設等に要する経費の補助については、特定被災地方公共団体である市町村に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内において、その3分の2を補助することとなった。

1 主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用する仮設の建築物の建設及び当該建築物において使用する政令で定める情報システム（以下「補助対象情報システム」という）の整備に要する経費

2 主たる事務所の庁舎以外の建築物を主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用するために必要な改修及び当該建築物において使用する補助対象情報システムの整備に要する経費

3 主たる事務所の庁舎の応急の修繕及び当該庁舎において使用していた補助対象情報システムの応急の復旧に要する経費

警察施設、消防施設、保健所、公立火葬場、公立と畜場、中央卸売市場等、公共施設の復旧に要する経費の補助については、予算の範囲内において、その3分の2を補助する。

医療機関については、予算の範囲内において、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関に対しては3分の2、その他政令で定める医療機関に対しては2分の1を補助する。

社会福祉施設については、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、軽費老人ホーム、地域包括支援センター、授産施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、生涯福祉サービス事業所に対しては3分の2、介護老人保健施設に対しては2分の1を補助する。

空港の災害復旧工事の費用については、仙台空港ビルに対しては、地元運営会社への無利子貸付制度を創設し、仙台空港の滑走路等については通常80%の負担率が85%に引き上げられた。

災害廃棄物の処理については、以下の場合に応じ、それぞれ補助する。

1 東日本大震災により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の総額（以下「処理費総額」という）が、平成23年度における当該市町村の標準税率収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税率収入をいう。次号において同じ。）の100分の10に相当す

政 策

＜参考＞ 激甚法、阪神・淡路財特法と現行による措置と「東日本大震災財特法」①

1. 公共インフラ施設

激甚法対象（プール方式）	現行の原則	激甚災害
道路、漁港、港湾、下水道、公園 ^{注1} 等 公立学校	7／10程度 (公立学校は2／3)	8／10 ～9／10程度
公営住宅	1／2	2／3程度
入所福祉施設等 ^{注2}	1／2	2／3程度

注1 公園については、平成10年に災害負担法に追加された。

注2 保護施設、児童福祉施設、老人ホーム（社会福祉法人等が設置したものを含む）、公立の身体障害者社会参加支援施設、公立の障害者支援施設、婦人保護施設（都道府県立）等。

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
街路等	1／2	8／10～ 9／10 (プール方式)	8／10
改良住宅	1／2		
上水道	1／2		
工業用水道	45／100		
一般廃棄物の処理施設 ^{注3}	1／2		
交通安全施設等 ^{注4}	1／2	8.5／10	
集落排水施設 ^{注5}	1／2		
仙台空港 ^{注6}	8／10		

注3 浄化槽を含む。

注4 特定交通安全施設は1／2補助、特定交通安全施設以外の交通安全施設は補助なし。

注5 農村の集落排水施設については平成2年、漁村の集落排水施設については平成4年、山村の集落排水施設については平成9年から1／2予算補助。激甚災害による被害を受けた農村の集落排水施設については、当該災害復旧事業費が標準税収入の10%以上の場合、8／10予算補助。

注6 滑走路等に対する国の負担。

2. 社会福祉施設等

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
社会福祉施設等 ^{注7}	1／2	2／3	2／3
介護老人保健施設	1／3	1／2	

注7 公立又は民立の、小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人介護支援センター、地域包括支援センター、障害福祉サービス（療養介護、児童デイサービス、短期入所等）の事業の用に供する施設及び障害者支援施設等。

阪神・淡路財特法施行後、施設類型の名称変更や新設等がなされており、阪神・淡路財特法による措置の欄については、身体障害者更生支援施設（福祉法人）、精神薄弱者支援施設、老人福祉施設、社会事業授産施設等の補助率を記載。

3. 公共施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館等）	—	2／3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
警察施設 ^{注8}	1／2	2／3	2／3
消防施設 ^{注9}	1／3又は1／2	2／3	
公的医療機関 ^{注10}	1／2	2／3	
公立火葬場・と畜場	1／2	2／3	
中央卸売市場	4／10	2／3	
保健所	1／2	2／3	(2／3 ^{注11})
被災市町村の臨時庁舎	—	2／3	

注8 現行の原則においては、県警本部、警察署等の警察施設は1／2補助、交番、運転免許試験場等の地方単独の警察施設は補助なし。

注9 貯水槽は1／2予算補助、備蓄倉庫、広域訓練拠点整備事業、救急安心センター等整備事業等は1／3予算補助。緊急消防援助隊関連設備のうち消防ポンプ自動車等は1／2法律補助（補助率は政令）。

注10 公立病院、診療所及び日本赤十字社、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合、社団法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社団法人北海道社会事業協会の設置する病院・診療所。なお、阪神・淡路財特法の対象は、公立病院に限定。

注11 保健所は、阪神淡路大震災の際は嵩上げていないが、平成19年度能登半島地震等の際は予算で2／3に嵩上げ。

4. 農林水産施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
農地 ^{注12} 、農業用施設、林業用施設、共同利用施設 ^{注13} 、 養殖施設 ^{注14} 、土地改良区等の湛水排除事業等	8／10程度	9／10程度
森林組合等の堆積土砂事業	—	2／3
共同利用小型漁船建造費	—	1／3

注12 農地には、農地のガレキ処理を含む。

注13 現行の原則においては、補助率2／10。

注14 現行は補助制度なし。

5. 民間施設等

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
事業協同組合等	—	1／2
私立学校	—	1／2

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
民間医療機関（救急医療等、精神科病院） ^{注15}	1／2	1／2	1／2

注15 財特法により、1／2予算補助を1／2法律補助。なお、阪神・淡路財特法の対象は、救急医療を担う病院、精神科指定病院に限定。

6. その他の補助率引上げ措置

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
罹災者公営住宅建設事業	2／3	3／4
市町村の感染症予防事業	1／2	2／3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
ガレキ処理	1／2	1／2～ 8／10～9／10	

る額以下の場合 処理費総額の100分の50に相当する額

2 処理費総額が平成23年度における当該市町村の標準税収入の100分の10に相当する額を超える場合 イからハまでに掲げる額の合計額

イ 処理費総額のうち平成23年度における当該市町村の標準税収入の100分の10の部分の額の100分の50に相当する額

ロ 処理費総額のうち平成23年度

における当該市町村の標準税収入の100分の10を超え、100分の20以下の部分の額の100分の80に相当する額

ハ 処理費総額のうち平成23年度における当該市町村の標準税収入の100分の20を超える部分の額の100分の90に相当する額

以上の財政援助の中で、先の阪神・淡路大震災時に制定された「阪神・淡路財特法」に盛り込まれておらず、今

回から支援が決定したのは、集落排水施設、市町村の仮庁舎、保健所、仙台空港の滑走路等、災害廃棄物の処理の5項目である。

被災者や事業者へも支援

続いて被災者等に対する特別の助成措置については、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域（政令で定める）「特

定被災区域」における被災者等に対し、社会保険料の免除、農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成を行うこととなる。

社会保険関係では、被災者・事業主に対する社会保険料の免除（免除期間は現時点では最長1年間（平成24年2月末日納付分の保険料まで）、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給（現行の災害発生後1年以降

政 策

<参考> 激甚法、阪神・淡路財特法と現行による措置と「東日本大震災財特法」②

7. 融資関係

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
宮城県フェリー埠頭公社	—	無利子貸付	無利子貸付
仙台空港旅客ターミナルビル	—	無利子貸付	
日本政策投資銀行・商工中金	—	出資期限延長	
日本政策金融公庫（農林漁業関係）	—	償還期限・据置期間延長	
災害援護資金	—	償還期限延長・無利子貸付 ^{注16}	
住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）	—	災害復興宅地融資	災害復興宅地融資

注16 保証人を立てない場合は低利化。

8. その他

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
社会保険等の保険料負担 ^{注17}	国民健康保険等について、一定の場合に保険料の減免が可能	免除	免除
社会保険等の利用者負担 ^{注18}	一定の場合に利用者負担の減免が可能	食費・居住費に関する自己負担額も減免	国民健康保険等について、食費・居住費に関する自己負担額も免除
遺族年金、給与等について3月11日死亡と推定する措置	—	措置	
歳入欠かん債 災害対策債	災害発生年度のみ発行可	政令指定	6・7年度発行

注17 現行の原則においては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険者は、特別の理由がある被保険者について、保険料の減免が可能。
注18 阪神・淡路財特法においては、国民健康保険等のみ食費・居住費を免除。今般の財特法においては、阪神・淡路財特法施行後に制度が創設された介護保険等についても食費・居住費を減免。

これまでも、人材不足・予算不足の問題を抱えている町村が多い中、今回の災害で被災甚大な損害には、対応に苦慮している事業所も多い。庁舎、職員自身が被災しているケースも少なくない。『今だ嘗て有らず』の状況ではあるが、今後の復興に向けて、迅速に対応することが求められている。

特例を設け被災者支援を

「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設けるとともに、同年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けた。

平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律は以下のとおり。

地方交付税の総額の特例

第一条 平成23年度分の地方交付税の

総額については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第四条の規定により算定した額に1、200億円を加算する。

交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例

第二条 平成23年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第九条の規定により算定した額に1、200億円を加算した額とする。

普通交付税及び特別交付税の総額の特例

第三条 平成23年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額（地方交付税法附則第四条及びこの法律の規定に基づき交付すべき地方交付税の総額をいう。以下同）から地方交付税法第二十条の第三項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この条において「返還金等の額」という。）と1、200億円との合算額を控除した額の100分の94に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と1、200億円との合算額を控除した額の100分の6に相当する額に返還金等の額と1、200億円との合算額を加算した額とする。

地方自治体の復旧を後押しする異例の対応

総務省は、地方交付税に関し、災害対応で財政支出が大幅に増えるため、地方自治体の資金繰りに支障が出ないよう、繰り上げ交付している。

4月1日には、6月に交付する予定だった普通交付税のうち3、553億円を繰り上げ交付。災害救助法適用市町村の多い岩手、宮城、福島、茨城、栃木5県と185市町村には6月交付分の7割、次いで被害の大きかった青森、千葉両県には5割を、長野県北部地震で被災した同県米村と新潟県十日町市、上越市、津南町にも、6月分の3割に当たる31億円を繰り上げ交付した。

4月8日には、特別交付税の繰り上げ交付を実施した。青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の被災した7県と各県内の190市町村に計約704億円、職員を応援派遣した517の自治体に計約58億円の総額約762億円。交付時期は通常、12月と3月の年2回だが、3月末に成立した地方交付税法改正で災害時に随時交付できるよう特例を設け初適用した。政府の初動体制や全体対応についての検証、今後の展望など、改めて見直す時期にさしかかっているが、地方自治体への財政対応に限っていうならば、妥当な一次対応となっていることは評価されてよいだろう。

フォーラム

町村独自のまちづくり

現地レポート

過疎だからこそできる！町民が主体のまちづくり ～「素敵な過疎の町」への挑戦～

▷ 水車公園



北海道 厚沢部町

はじめに

北海道の南部、渡島半島の日本海側に位置する厚沢部町は、総面積460・42km²、東西約29km、南北約27kmの広がりを持ち、町域は、扇形をなしています。町の中央には、国道227号が東西に延び、車では、函館から約1時間15分、札幌からは約4時間30分の位置にあります。

また、面積の8割以上を森林が占め、ヒバ(ヒノキアスナロ)や五葉松の北限の地であるほか、トドマツの南限地でもあり、南北の植物の両方が自生する学術的にも貴重な地域となっています。加えて、鶺鴒川や安野呂川をはじめ多くの支流を集め、田園地帯を流れる厚沢部川は、水量も豊かで鮎の泳ぐ良好な環境が保たれており、大地に潤いを与えています。

しかしながら、町では、人口減少と同時に急速な高齢化の進行が地域振興上の課題となっています。この課題克服のため、「素敵な過疎のまちづくり基本条例」を制定し、町民が主体となり、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える安全で安心して暮らせる「素敵な過疎のまち」をスローガンに掲げ、過疎地ならではの「つ

フォーラム

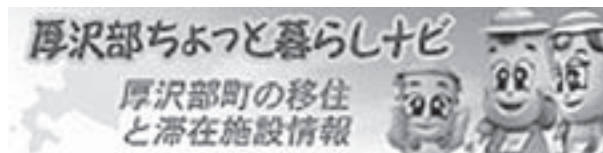
ながり」を武器に、町の魅力を高め、移住者と厚沢部ファンの獲得に繋げていく移住交流施策等に積極的に取り組んでいます。

「素敵な過疎づくり株式会社」における移住交流コンシェルジュ業務

田舎暮らしには憧れるけど、移住に踏み切るのは、なかなか勇気がいるものです。そこで、平成21年9月には素敵な過疎づくり株式会社を設立し、移住体験の情報や、町の住民の様子、暮らしに役立つ情報などを、専用ホームページ「ちよつと暮らしナビ」により、町民が参加した動画といったより分かりやすい形で提供しています。



趣味や生きがいと共に暮らせる「アトリエ」や土間のある家A棟



そして、昨年2月に4棟のちよつと暮らし専用住宅が建築され、一軒家をまるごと貸し切って、まるで我が家のように田舎暮らしがお試しできるうれしいプランが厚沢部町に誕生しました。

実際に「ちよつと暮らし」を体験した方の中には、町民との交流等により、厚沢部の魅力を十分に感じ、リピーターとなっている方もいます。

交流事業の「九州女子大学アウトキャンパスステディ」においては、



自然と共に心豊かに暮らす場所、テラス&デッキで家族団楽B棟

広大な緑のロケーションとゆとりの和空間に溢れる住宅C棟



原野に立つ存在感のある住宅、家庭菜園のスペースも充実しているD棟



学生がホームステイをすることで、そこで課題を発見し、発表・解決案を提起するといった取り組みを行っています。

また、都会の小中学生が、恵まれた自然環境、農村景観の中、地球規模で環境を学び、大人になる準備としての社会学習や、プチ寮生活で学ぶ人間関係、地元の人たちとの交流等を実施する「夏休み・あつさぶ町大冒険」を企画実行しています。

民間企業・団体と連携し、自然・農業体験などのコンテンツ開発や特産品のPR等を実施し、「根強い厚沢部ファン」の獲得によって、地域経済の活性化を図っています。

メイクイン発祥の地における巨大コロッケ

初夏を迎えると厚沢部町の大地は、メイクインの花々に彩られます。厚沢部町の風物詩ともいえる広大なメイクイン畑ですが、はじめてメイクインが試作されたのは大正14年のことです。その後研究が進められるとともに、厚沢部町はメイクインの適地として栽培が広がり、全国でも有数の産地となりました。メイクイン発祥の地として古くから農業の営みが続けられてきた厚沢部町では、現在も、農業を基幹産業として安全で良質な農産物づくりに取り組んでいます。



▷2010年、世界最大のコロッケを制作！

フォーラム

います。

毎年、7月はイベントが真っ盛りです。中でもユニークな試みで楽しませる「あつさぶるさと夏まつり」では、町内の職人が結集し、特産のメイクインを使用した、巨大コロッケを製作しています。昨年は、メイクイン400kgを使い、直径3・08mの世界最大のコロッケの製作に成功しました。クレーンで吊り上げ、900ℓの油で揚げられる様子は圧巻です。

森林資源の有効活用

厚沢部川を中心に森林伐採や川鮭漁などにより拓かれ集落が形成された厚沢部町ですが、林業はその後も

豊かな森林資源を

活かしながら、農業とともに町の重要な産業となっています。

五葉松の自生地 一帯は明治41年に伐採が禁止されて以来、保護が続けられています。昔から厚沢部町では森林の持つ機能に対する意識が高く、水土保全、森林と人との共生、資源の循環利用など、樹木や森自体をまちづくりに活かす取り組みを展開しています。

また、未利用森林資源の有効活用のため、クリーンエネルギーとして注目を浴びている「木質ペレット」の普及・利

活用により、地元業者・関係機関が一体となって取り組んでいます。

豊かで貴重な森の樹々がやさしく語りかけてくれる「土橋

ハチャムの森



自然観察教育林(レクの森)は、森林と身近にふれあえる空間として訪れる人々に自然の素晴らしさを伝えています。

また、管内初のオートキャンプ場(ハチャムの森)です。

厚沢部町の自然体験空間として思う存分に森の魅力を満喫できるのが「レクの森」と「ハチャムの森」。清らかな自然の素晴らしさに、肌で触れてみてください。

本格芋焼酎「喜多里」

厚沢部のメイクイン栽培技術に着目した札幌酒精工業㈱が、平成15年から焼酎用のさつまいも「黄金千貫」の試験栽培に着手し、契約農家と共同で研究を重ねた結果、「北海道では不可能」といわれたさつまいもは本格栽培を実現しました。

初の北海道産本格焼酎「喜多里」



また、町民がふだん口にしている水道水は、雨や雪が地下に浸透した湧水(わき水)を水源としています。この湧水は、水道法で定められた滅菌処理のみが施され、水道水として最も良質な状態で一般家庭に届けられます。水源からの取水や水質、各地区への配水など、水道に係わるあらゆる情報は、専用回線を通じ24時間体制で管理されており、徹底した安全確保が図られています。

このように厚沢部町のきれいな水や、さつまいも栽培を可能にした温暖な気候が、焼酎造りに適していたことから、町内鶏に札幌酒精工業㈱厚沢部工場を建設しました。

初の北海道産本格芋焼酎(乙類)

レクの森…シラカバ並木



フォーラム

は、やわらかな芋の香り漂うさらりとした飲み口で、町内はもとより、道内各地で人気を博しています。

時代の息吹を今に伝えて

・史跡館城跡の保存整備

明治元年（1868）8月下旬、松前藩は根拠地を福山（現松前町）から厚沢部の「館」に移すことを決断します。

築城作業は、突貫工事で進められ、10月下旬頃には一応の完成をみたようです。11月3日には藩主徳広公が福山城から館城へ移動しました。

その頃、森町鷲ノ木に上陸した旧

幕府軍は、すでに五稜郭を占拠し、さらに福山城にも激しい攻撃を加え落城させました。

11月15日、旧幕府軍の館城攻撃が開始され、今井興之丞、三上超順ら松前藩重臣が相次いで戦死する激しい戦いの末、館城は、落城しました。

その後、館城周辺は、農地として利用されてきましたが、北海道における幕末維新期の情勢や、松前氏の歴史を知る上で重要、と判断され、平成14年に国の史跡指定を受けました。現在、町では、史跡発掘事業を進めています。

伝統芸能「鹿子舞」

今から約5百年前、厚沢部周辺の山々は良質なヒバの森となっていました。室町時代の終わり頃から江戸時代の初めにかけて、ヒバの森を目指して東北地方から多くの杣夫が訪れたといわれています。延宝6年（1678）、江差に檜山番所が設置されるとさらに多くの杣夫達が厚

＜伝統芸能「鹿子舞」＞



沢部の山々に入り込み、定住するようになりました。大自然を相手に仕事をする杣夫達は、鹿を山の神として崇拝し、鹿をモチーフにした芸能「鹿子舞」を創りあげました。鹿子舞

は、東北地方北部と北海道西南部に広く分布し、杣夫達の交流の痕跡を今に残しています。

厚沢部町にはかつて6つの鹿子舞が伝えられていましたが、現在では、4地区で保存会が結成され、伝承活動が続けられています。厚沢部の成り立ちをよく示す伝統芸能として、平成17年に町の無形民俗文化財に指定されています。

まちの観光大使「おらいも君ファミリー」

おらいも君は、昭和59年5月11日

厚沢部町の地に産声を上げ、以来、厚沢部町のイメージキャラクターとして、活躍しています。

そもそもは厚沢部町を通る国道227号沿いのメークイン・ロードの看板に描かれていたおらいも君ですが、その姿がとてもかわいいと、当時の町活性化集団「明日の厚沢部を考える会」が、ネーミングの公募を実施。昭和60年2月7日に「おらいも君」と正式に命名されたものです。その後、厚沢部町のPR担当に就任し、ポスターやTシャツ・看板・包装紙等に登場し、平成3年には、着ぐるみとなって登場し、各イベント等で活躍しています。



▷館城跡



▷おらいも君ファミリー

フォーラム

妻のさつきさん、娘のポテコちゃんとともに、これからも町をPRし、盛り上げていきます。

地域で共に支え合う
福祉社会を目指して

全国的に高齢社会を迎えているなか、福祉の果たす役割はますます高くなってきています。

厚沢部町では、高齢者の保健福祉サービスの着実な推進を目的とした老人保健福祉計画・介護保険事業計画「あつさぶひまわりプラン」に基づき、住民に「豊かな田舎暮らし」をサポートし、細やかなところづかいを大切にしたサービスを提供しています。訪問リハビリや転倒予防教室、痴呆予防・介護教室、生きがいデイサービスなど介護予防事業の充実を図っているほか、健康づくりや生きがいづくり事業を展開し、在宅生活を快適に過ごす上での生活支援事業の推進にも努めています。

平成18年10月には、保健福祉総合センター「あゆみ」がオープンし、地域包括支援センターや訪問看護ステーション、機能回復トレーニングコーナー、リハビリ教室などに利用する多目的ホールなど充実した設備を有しています。この施設を保健福

祉活動の拠点として、赤ちゃんからお年寄りまで健康で楽しく過ごせるまちづくりを推進しています。

おわりに

近年の本町を取り巻く社会経済情勢は、人口減少と少子高齢化の急速な進行等、大きく変化しています。

また、地方分権の一層の推進と国家財政の窮迫に伴い、町の行財政運営も一層厳しさが加わるなど、大きな転換期を迎えており、これまで以上に財政改革を進め、自立できるまちづくりに向けた積極的な施策の展開が求められています。

厚沢部町は、町民と一体となって素敵な過疎のまちを目指し、これらの自然や歴史・伝統文化を保全するとともに、貴重な財産として活用し、住みよい快適な生活環境を形成するために、生活基盤の整備充実や保健・医療、消防・救急、高齢者福祉、子育て支援など、基礎的なサービス機能の充実を図り、住民の定住化と町外からの移住者などの受け入れを促進しています。

清流と森林に囲まれ豊かな自然が息づくまち厚沢部町で、まずは、ちよつと暮らしを体験してみませんか。
(総務政策課政策振興係)

町村専用ページ「町村 .com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村 .com」を開設しています。

「町村 .com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村 .com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、こ

れからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村 .com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



情 報

新任都道府県町村会長の略歴

埼玉県町村会では平成23年5月12日の定期総会で次の通り会長を選出した。

(5月15日就任)

埼玉県町村会
比企郡ときがわ町長

関口 定男

昭和23年1月27日生



【住所】ときがわ町大字玉川1549番地

【町村長としての当選回数】4回

【町村長に就任するまでの経歴】▽平成3年5月玉川村議会議員▽11年5月玉川村長▽18年2月ときがわ町長

【町村会関係の経歴】▽平成21年5月比企郡町村会会長▽22年5月埼玉県町村会副会長

【主な業績】

▽平成11年に6歳未満児の医療費無料化(現在中3まで)▽平成12年に行政のバランスシート作成▽玉川保育園新築▽ふれあいの里たまがわ(直売所)オープン▽奥畑ふるさと農園開園▽町内全小中学校の耐震補強・校舎体育館等内装木質化▽平成19年度決算におい

て実質公債費比率3・0%達成▽町内全域に公設民営方式による光ファイバー網架設▽バスを中心としたハブ&

スポーク方式による交通体系の確立
【趣味】音楽(ドラム演奏)
【家族】妻、長男夫婦、孫2人

『地域が支える医療』を
みんなで考えるセミナー』のご案内

全国市町村国際文化研修所(JIAM)では、『地域が支える医療』をみんなで考えるセミナー」と題し、市区町村長、市区町村議会議員及びNPOや住民組織の代表者等を対象としたトップマネジメントセミナーを開催します(8月11日〜12日)。

今回のセミナーは、自治医科大学地域医療学センター長 梶井英治氏を全体アドバイザーにお迎えし、同センター助教 神田健史氏のコーディネートによる島根県益田市と広島県神石高原町の事例報告の後、参加者の皆さんに「住民との協働アクションプラン」作りに取り組んでいただきます。

町村長さん、副町村長さんの積極的なご参加を心からお待ちしています。

記

1、日程

平成23年8月11日(木)〜12日(金)
1泊2日

2、場所

全国市町村国際文化研修所(JIAM)
(滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号)

3、募集人数

24人(市区町村長等、市区町村議会

議員、NPOや住民組織もしくは地域医療機関の代表者等各80名を予定

4、経費

7,300円

5、申込期限

7月7日(木)まで

6、申込方法

JIAMホームページ(<http://www.jiam.jp>)から「受講申込書」及び「申込時アンケート」をダウンロードし、必要事項を記載の上、JIAMまでFAX(077-578-5906)にてお申し込みください。

7、その他

募集人数を上回るお申込をいただいた場合の扱いなど詳細は、JIAMホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。

8、問い合わせ先

(財)全国市町村国際文化研修財団
全国市町村国際文化研修所(JIAM)教務部
〒520-0106

滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号

TEL: 077-578-5932

FAX: 077-578-5906

E-mail: kensu@jiam.jp

新刊紹介

生源寺眞一著

「日本農業の真実」

ちくま新書 定価720円(税込)

ややもすると情動やイデオロギーに左右されがちな農政をめぐる議論。冷静に日本農業、農政の将来を考え、語るうえで、まず読んでおきたい1冊である。

筆者は、農業経済・農業政策の第一人者として、食料・農業・農村政策審議会委員など、各種審議会の委員を歴任し、日本農政に深く関わってきた。

こうした筆者の経験をもまえ、本書では、日本の農業・農政のこれまでの歩みが振り返られる。農地の利用集積、農業の担い手育成、コメの生産調整をめぐる政策が、戦後、とりわけ90年代以降の自公政権下でどう方向づけられていったか、それが政権交代後、どう転換しつつあるのかが整理、検証される。

そして、アジアモンスーン地帯の風土に根ざす日本農業の強さと弱さの両面を分析し、それに照らして、筆者の考える日本農業と農村の将来ビジョンが描き出される。



随 想

随 想

「勇気 与えし者」

愛知県阿久比町長 竹内 啓二



私が学生だった頃、我が家には雑種の白い犬がいました。

私の住んでいる阿久比町は伊勢湾に突き出た愛知県の知多半島にあり、5市5町の市町がありますが、唯一海に面していない町です。中心に阿久比川が流れ、昔から米どころとして稲作が行われています。また、現在は名古屋に近いこともあり、団地開発が進みベッドタウン化し、人口2万6千人ほどになりました。町は半島の内陸部にあるので津波の被害は経験ありませんが、集中豪雨による阿久比川の氾濫などで、たびたび水害に見舞われてきました。我が家も昭和49年と昭和51年に被災し、激甚災害に指定され自衛隊の救援も受けましたので、今回の東日本大震災の状況を映像で見ると、過去の避難生活や復興の辛さが思い出され胸が締め付けられます。東日本の皆様からのお見舞い申し上げると共に一日も早い復興をお祈りいたします。

昭和51年9月12日の集中豪雨の恐

怖は一生忘れることが出来ません。私の家は知多木綿の織布業を営んでいましたが、昭和49年にも被災している中で、工場の製品をトラックに積み込みをして、土嚢で浸水を防ぐなど一昨年の洪水の被災経験を生かして避難をしていました。しかし、この経験に沿った判断が後に被害を大きくさせてしまいました。前回の洪水の水位が壁に痕跡として残っていたので、痕跡を基準にして避難していたからです。後で経験に頼りすぎることに危険さを学びました。

工場内の排水枦が逆流を始め、いよいよ浸水が始まりました。浸水の場合、床とか床下かでは被害に天と地ほどの違いが生じます。また、被災者にとっては覚悟を決めなければならぬ決断の時であると思います。物から人命へと避難を切り換える分岐点が床上に浸水し始めた時であるからです。家族も畳が浮き始める中で2階へ避難しましたが、その時に外で犬の鳴き声が

しました。避難に迫られ、庭で鎖に繋がれている『シロ』のことをすっかり忘れていたのです。慌てて鎖を解いて逃がすのが精一杯でした。2階に避難していると階段を一段一段と泥水が上がってきます。梁に達した時点でもう1階に下りることは出来ません。前回の水位を越して泥水が上がり続けていました。階下で冷蔵庫が倒れる音が聞こえた瞬間、シロの鳴き声が聞こえました。泳いで逃げたはずのシロが、家族の聲がする真下の部屋にまた舞い戻ってきたのです。しかし、どうすることも出来ず『シロ、シロ』と名前を呼んでやることしか出来ませんでした。

夕方になると、2階にまで泥水が達しました。暗くなると電線にかかり救助艇が出せなくなるからと、強制避難を命ぜられ屋根からの乗船を余儀なくさせられました。名前を呼んでもその時にシロの声はありません。家族は無言で救助艇から水没していく我が家を茫然と眺めていました。あたりはまるで湖。水面上には三角形の屋根と電柱が樹立し、電線が手の届く位置で五線譜のように走っていました。船上での今は亡き父の苦渋に満ちた顔が印象強く記憶に残っています。

親戚の家に避難して3日目、自衛隊の船で私が見に行くことになりました。工場は機械も製品も全滅、家も悲惨なもので壁は落ち、縁側の戸は全て庭に横たわっています。家財も

倒れ、多くのものが外に流されています。仏間の仏壇も無残な状態でした。そして居間に入ったとき、我が目を疑いました。浮いた畳の上に『シロ』がいたのです。衰弱して目が見えないようでした。どこでどうして生き延びたのやら今でも不思議でなりません。私たちが避難した後もしロは残って家を守ってくれていたのです。

被災後工場を再建させましたが、そこにはいつもシロがいました。家族の心を一つにして復興へまい進させたシンボルの存在になっていました。東日本で被災された町村長さん方は大変なご苦労でお疲れのことと思います。住民の方にとっては、町村長さんの陣頭指揮を執っていらっしゃる勇姿こそが頼りではないでしょうか。お体に気を付けていただき頑張ってください。全国の皆さんと一緒に私達も応援いたします。シロは、その後工場を再建を見取るようにして永久の眠りに就きました。この工場は平成12年の東海豪雨で三たび水没し、閉鎖しました。人生で3度も豪雨災害を受けると天災とは思えなくなります。このことが契機となり、住民が安心して暮らすことのできる災害の起こらない安全なまちづくりを訴え、平成14年に町長選に出馬し、現在「安全で安心して暮らせる安定した町の建設」を基本として3期目を務めています。そして、私の心の中にはいつも『シロ』が生き続いています。